

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織				
I-1 理念・基本方針				
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。				
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a) 法人（保育所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。 b) 法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 c) 法人（保育所）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・法人、教育・保育理念には地域社会に向けての福祉活動を明文化しています。 ・内容や目指す方向については、法人および施設のホームページ、またはガイドブック、園だより、重要事項説明書に記載しています。 ・教育保育理念や教育保育方針は、各クラスや全体掲示板、スタッフルームに掲示しています。 ・職員会議の場において教育保育理念や教育保育方針が記載された事業計画書、ガイドブックを全職員に配布、説明し、理念や方針に基づき共通の思いを持って教育保育を行う大切さを職員に伝えています。 ・新入園児には入園説明会でガイドブックを用いて説明し、在園児にはクラス懇談会時に資料を用いて保護者に具体的に園の考えを説明しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ☑理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ☑基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ☑理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ☑理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ☑理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ☑理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。（保育所）
I-2 経営状況の把握				
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。				
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。 c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・園長は、福祉制度や児童福祉制度の研修に参加し、現状の把握と今後の対策を考えています。 ・守口市認定こども園会や日本保育協会大阪支部など各団体の研修会や会合において、園、府、市全体の福祉や保育に対する需要や動向を把握しています。 ・地域の子どもの出生状況や月ごとの入園申請や待機児童の状況について把握し、中長期計画や事業計画に反映しています。 ・子育て支援センターにおいて、利用者アンケートをとり地域の子育て家庭のニーズを把握しています。 ・予算の執行状況については、毎月の月次試算表より把握し、顧問の公認会計士より助言を受け合理化に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ☑地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ☑子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ☑定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。 c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・改善に必要な事項については、理事会・評議員会資料である事業計画に記載し、役員間で共有しています。 ・経営状況については、理事会・評議員会において情報を伝え、役員間の共有がされています。 ・職員には、屋会議や職員会議においてコスト面を含め経営状況を伝え、改善すべき課題について職員に周知しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 ☑経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 ☑経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 ☑経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
I-3 事業計画の策定				
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	<p>a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが、十分ではない。</p> <p>c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期計画は人材育成、予算、教育・保育内容、地域の人口動態等を踏まえ、ニーズに基づいた目標を明確にした上で策定しています。 ・計画実行途中での見直しは、見直し手順に基づき実施し、屋会議または職員会議において口頭で職員に進捗状況の説明をしています。 ・中長期計画は、必要に応じて見直しを行っています。 	<p>☑中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</p> <p>☑中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>☑中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>☑中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	<p>a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。</p> <p>b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。</p> <p>c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画には、教育・保育理念に基づき、運営方針、保育内容、家庭との連携、施設整備、人材育成、子育て支援、地域との連携、苦情処理、危機管理など具体的な事業内容が示されています。 ・施設、設備等の補修や整備計画は、中長期の視点で考え、中長期計画に盛り込んだ上で各年度の事業計画書に記載し、理事会に諮ります。 ・事業計画は、中長期計画の内容や、日常の保育のあり方を考慮した上で、実施可能なものになっています。 	<p>☑単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>☑単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>☑単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>☑単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	<p>a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p> <p>b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。</p> <p>c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の作成にあたっては個別面談などにおいて職員の意見を聞き取りし、園に関する計画などを検討後、内容に反映して作成しています。 ・計画実施途中の見直しは見直し手順に基づき実施し、屋会議において口頭で職員に進捗状況の説明をしています。 ・3月または4月の職員会議において、理事会で承認された事業計画を全職員に配布し、園長が説明を行っています。 	<p>☑事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>☑計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>☑事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>☑評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>☑事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）がされており、理解を促すための取組を行っている。</p>
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	<p>a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。</p> <p>b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>c) 事業計画を保護者等に周知していない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画や園に関わる情報などは必要に応じて閲覧できる事を掲示板に掲示しています。 ・クラス懇談会においても各クラス、今年度の保育についての資料を配布し、保護者説明をしています。 	<p>☑事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>☑事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>☑事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>☑事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組				
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な取り組みについては、中長期計画、事業計画に明記しています。 ・指導計画により、実施評価を行っています。 ・職員会議において各クラスの近況報告をし、子どもの様子や保育の進捗等を報告した上で今後の保育の質の向上や改善に結びつくようにします。 	☑組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。 ☑保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。 ☑定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 ☑評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。 b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価受審の結果については、法人ホームページ上でも公表するとともに園内でも閲覧できるようにしています。 ・前回の第三者評価受審の結果については、職員にも職員会議で公表し、評価や得た課題については職員間で共有化し、今後の保育に活かせるようにしています。 ・評価分析と今後の課題を明確にし、園長、主幹保育教諭が主導の下、職員が参画し、改善策や改善計画の策定を行います。 	☑評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 ☑職員間で課題の共有化が図られている。 ☑評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 ☑評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 ☑改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
評価対象Ⅱ 組織の運営管理				
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ				
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。 c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・園長の役割と責任については職務分担表において文書化し、3月の職員会議において全職員に配布し、保護者には4月のおだよりで表明しています。 ・有事（災害、事故時）の園長の役割と責任については危機管理マニュアルに明確化されています。 	☑施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 ☑施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。 ☑施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 ☑平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。 b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・園を運営するにあたって必要な遵守すべき法令（社会福祉法、児童福祉法、認定こども園法、虐待防止法、個人情報保護法、労働基準法、学校保健法など）について理解しています。職員にも必要に応じて保育を取り巻く制度の状況などを昼会議などで情報提供しています。 ・園長は、保育制度や社会福祉法人経営や人権に関する研修に参加しています。 	☑施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。 ☑施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 ☑施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 ☑施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の課題については、昼会議、職員会議などで職員と共有し、改善できるように取り組んでいます。 ・必要に応じて園長、主幹保育教諭主導の下、保育計画やマニュアル類の見直しを行っています。 ・園長は、職員会議や昼会議を開催し、現状の把握や職員や保護者からの意見を聴取する場を設けています。 ・職員の高の向上や保育方法については、外部講師を招いたり、園内研修や園外への研修を行っています。 	☑施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 ☑施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 ☑施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ☑施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 ☑施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。 b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・労務、財務面の進捗状況については、顧問である会計士からの分析や社労士に労務管理についての助言をもらいながら経営を進めています。 ・記録様式（年間、月間、週・日指導計画など）の見直しを行い、データ化するなど職員の業務が効率化できるよう取り組みを行っています。 ・園長が主導し、園長、主幹保育教諭、クラスリーダーの意見を取り入れながら行事の見直しなどを行っています。 ・各クラスにタブレットを購入し、日中に書類等の仕事ができるようにしています。 	☑施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 ☑施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 ☑施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 ☑施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成				
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。 b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・教育保育理念および教育保育方針を遂行する為の人材を育成するなど具体的な方針については中長期計画書、事業計画書に記載しています。 ・職員配置については、個々の適正力量を考慮し、クラスに配属します。 また、中堅職員の育成を行う為に中間層の職員をクラスリーダーとして配置しています。又、看護師の配置も行っています。 ・職員との個別面談を実施し、個々の課題を明確にして実施しています。 ・人材派遣や紹介会社、就職フェア、募集広告を利用するなどして人材確保に努めています。 ・「一日の保育の流れ」を作成し、保育方法の標準化により、誰でもが平均的に業務に取り組めるようにしています。 	☑必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 ☑保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 ☑計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。 ☑法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a) 総合的な人事管理を実施している。 b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 c) 総合的な人事管理を実施していない。	b	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期計画の「人材育成について」に明記しています。 ・面談表をもとに職員との個別面談の機会を設け、自らの目標や仕事の達成度について聞き取りをした後、意見を交換し、以後の業務につながるようにしています。 	☑法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。 ☐人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。 ☑一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 ☑職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 ☑把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。 ☑職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	<p>a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。</p> <p>b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・園長、主幹保育教諭は、各クラスの状況や職員の状況を把握し、必要に応じた人員の配置を行っています。 ・有給休暇の消化状況や残業の状況は有給休暇表や残業届に記録し、定期的に把握・分析しています。また、職員の個々の有給消化率を計算し、消化率の確認を行っています。 ・時間外労働は、月一度個々の時間数を計算しています。勤務時間内に仕事ができるように計画を立てたり、工夫をして残業を減らすよう屋会議などで啓発し、月1回、個々の勤務計画表を提出してもらいます。 ・職員と個別に面談する機会を設け、職務内容や園に対する要望などの聞き取りをするなど、仕事と生活の両立に配慮した環境づくりに努めています。 ・労務的な相談等は、顧問の社労士に相談できるようになっています。 ・産休、育休、疾病など職員に欠員が出た場合は、職員を確保するなど労働環境や保育の質が低下しないようにしています。 ・また、仕事内容の標準化を図り、仕事内容が理解できるように前述の「チェックリスト」を作成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ☑職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ☑職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ☑定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ☑職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ☑ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ☑改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ☑福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	<p>a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。</p> <p>b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。</p> <p>c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。</p>	b	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と作成した全体計画を理解し、目標を達成するための教育研修に関する基本姿勢は、中長期計画、事業計画に示されています。 ・研修の目的や方法については、業務マニュアルに明示しています。 ・職員とは、面談表を基に面談を行っています。 また、年度末には園の理念に応じた自身の得意分野と不得意分野及び来年度学びたいことの聞き取りを行い、その能力に応じた個人の研修計画を策定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ☑個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 ☑職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ☑職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ☑職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 ☑保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 ☑現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。 ☑策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 ☑定期的に計画の評価と見直しを行っている。 ☑定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	<p>a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p>b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。</p> <p>c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・園が目指す保育サービスについての目標を達成するための養育、研修に関する基本姿勢や職員に求める専門性は、中長期計画、事業計画に示しています。 ・職員面談の際に学びたい研修の聞き取りをしたうえで個人の研修計画を作成し、計画的に実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ☑新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ☑階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ☑外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ☑職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	<p>a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。</p> <p>b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。</p> <p>c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の職員の知識、技術の水準や技能の必要性については面談表や主幹保育教諭、クラスリーダーの評価により把握しています。他の専門職の評価については園長や主幹保育教諭が行います。 ・職種や経験、技術水準に合わせて個別の研修計画を作成し、研修の機会を確保しています。 ・保育環境や保育の計画の立案についての研修は、専門講師を招き、法人内で研修を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ☑新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ☑階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ☑外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ☑職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	<p>a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。</p> <p>c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアル（実習生受入れについて）に、実習生の意義、基本的な考え方を明文化していません。 ・実習生受入れの窓口は主幹保育教諭が行い、実習中の具体的な内容についてオリエンテーションを行い説明しています。また、実習開始前に、実習内容を計画的に学べるよう実習生より「実習生受け入れ計画書」を提出してもらい効果的に実習が行えるようにしています。 ・業務マニュアル（実習生受入れについて）をもとに実習指導者の研修を行っています。 ・保育士養成校とは、承諾書をかわし実習における責任体制を明確にしています。また、実習中に学校側と連携会議を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。 <input checked="" type="checkbox"/> 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 <input checked="" type="checkbox"/> 指導者に対する研修を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
II-3 運営の透明性の確保				
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	<p>a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。</p> <p>b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。</p> <p>c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・法人ホームページにおいて、理念や基本方針、提供する保育の内容、事業計画・報告、予算・決算報告、苦情相談の体制や対応について公開しています。 ・園の取り組みや苦情解決の状況、第三者評価について法人ホームページに公開しています。 ・園の基本方針などは、園外掲示板に掲示板に掲示しています。 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	<p>a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。</p> <p>c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。</p>	b	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、外部監査は実施していませんが、月次資料をもとに法人が委託している公認会計士より、外部監査と同等の助言、経営的指導を受けています。 ・職務分担表において、事務、経理等に関する権限、責任が明確にされ職員に周知しています。 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 <input checked="" type="checkbox"/> 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 <input type="checkbox"/> 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
II-4 地域との交流、地域貢献				
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 園と地域の関わりや考え方は、法人理念、教育保育理念に明記し、中長期計画、事業計画や全体的な計画などに記載されています。 活用できる社会資源は、リスト化し職員に周知しています。また、市役所、消防署、警察署、保健所からの情報について（ポスターやチラシ）は園内に掲示し保護者に知らせています。 ハロウィンの日に地域の病院等に協力してもらい行事を実施していました。 園が行っている子育て支援の活動や情報については、子育て支援センター、市役所、ホームページなどで地域住民に情報提供しています。 	☑地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ☑活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 ☑子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ☑保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 ☑個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。 b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの受け入れについての意義、方針は、マニュアルを作成しています。 受け入れ担当者は主幹保育教諭とし、ボランティア受け入れにあたっての仕組みは、ボランティア受け入れマニュアルに記載しています。 ボランティア活動者には、オリエンテーション時に主幹保育教諭が中高校生の職業体験、高校の保育実習では命の大切さを伝え、自己肯定感を体験実感出来るような実習を行っています。 	☑ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ☑地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 ☑ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ☑ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ☑学校教育への協力を行っている。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。 c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 活用できる地域社会資源はリスト化し職員に職員会議で説明し、情報の共有化を図っています。 就学する小学生に学校の見学に行ったり、学校職員と意見交換する場を設けています。 必要に応じて医療機関や市役所、療育機関、児童相談所と連携をとっています。 	☑当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ☑職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ☑関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ☑地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ☑地域に適切な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ☑家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。（保育所）
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。 b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。 c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 園庭開放など地域の人がいづでも遊びに来ることが出来る機会を設けています。また、出張保育等を定期的に行っています。 地域子育て支援センター「ハッピー」で実施したアンケート結果をもとに園庭開放や育児教室の日程や内容変更したり、地域の方が利用しやすいように活動を設定しています。 災害時の避難場所としての指定は受けてはいませんが、災害時には必要に応じて自主的に園を開放することとしています。 	☑保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 ☑保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。（保育所） ☑地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。（保育所）

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート [評価調査用・自己評価用]

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	<p>a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的にやっている。</p> <p>b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターの活動等でアンケート調査を実施し、地域の子育てニーズを把握しています。 ・スマイルサポーターがいつでも子育て相談などに応じる事ができるよう掲示板でお知らせしています。 ・発達相談が必要なケースでは守口市役所や療育機関と連携し支援を行っています。 ・年度途中での入園、子育て相談や一時保育等のニーズが年間通してあります。 ・事業や活動については、事業計画や全体計画に位置づけ、活動ごとに評価反省を行い、次年度の計画に反映しています。 	<p>☑把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。</p> <p>☑把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p> <p>☑多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</p> <p>☑保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</p> <p>☑地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</p>

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	<p>a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。</p> <p>c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・法人理念、教育保育理念は、一人ひとりの生活全般を尊重する事を掲げており、日々の保育において計画的に取り組み、評価を行っています。 ・性差への先入観による固定的な対応がないよう日々の保育の中で配慮しています。 ・一人ひとりの子どもを尊重した保育については、業務マニュアルや保育の一日の流れマニュアル、標準の実施方法などの中にグループ保育やゆるやかな担当制という形で示しています。 ・人権教育年間計画を基に、月一回人権や文化の違い、互いに尊重する心について子ども達に教育する時間を持つとともに保護者にも園での取り組みや子どもの様子について園だよりやクラス懇談会などで知らせています。 	<p>☑理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>☑子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>☑子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>☑子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>☑子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>☑子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。（保育所）</p> <p>☑性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。（保育所）</p> <p>☑子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。（保育所）</p>
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	<p>a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。</p> <p>b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。</p> <p>c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、保護者のプライバシー保護、虐待防止については、業務マニュアル、就業規則に明示し、勉強会などで職員に周知しています。 ・発育測定、排泄援助、着脱については、パーテーションを使用するなど、子どものプライバシーの配慮についてマニュアルに沿って実施しています。 ・排泄や着脱の援助、援助は同性保育者があたるようにしています。 ・不適切な事案が発生した場合の対応方法は問題解決用紙により検証し、再発防止に取り組んでいます。 	<p>☑子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。</p> <p>☑規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。</p> <p>☑一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>☑子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。</p>

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。 b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 教育保育理念や教育保育内容など園の情報については、ホームページを作成し、公開しています。 ガイドブックは、誰が見ても見やすいように写真やイラストを使い、分かりやすい言葉を使用しています。 園庭開放、一時保育等を利用する方に園を紹介する資料を渡し、個人的な質問をその場で聞いています。 園見学についても1家庭ずつ対応しています。 園のホームページ、ガイドブックは年1回見直しを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 園見学等の希望に対応している。 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。 b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 入園時には「重要事項説明書」を用いて園の運営について保護者に説明し、同意した場合は、「重要事項説明書についての同意書」「利用契約書」の提出をしてもらいます。 サービス開始、変更時には関係資料を用いて丁寧に説明しています。 入園前の面接において、子どもの日常の様子を聞き取るとともにガイドブックや資料を用いて、教育、保育内容や持ち物、必要な費用、購入品、日々の園の利用方法（時間、災害時の対応、感染症等）について説明しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。 b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。 c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 卒園、転園時には、保護者に同意を得た上で幼保認定型認定こども園園児指導要録を作成し、小学校や転園先に引き継ぎます。また、要録などに記入出来ない引き継ぎについては、先方と直接面談をし、口頭で伝えています。 教育、保育修了後も保護者が相談できるように受付窓口は園長、主幹保育教諭教諭が行っています。 教育、保育修了時に保護者に対してその後の相談方法や担当者について説明を行い、文書を保護者に配布しています。ガイドブックにも記載しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。 b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。 c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> クラス懇談会、個人懇談会、保育参加において教育、保育を伝えるとともに保護者の意向を聞く機会を設けています。 定期的に行われる保護者会との会合の中で園運営に関する意見交換をする場を設けています。 アンケート結果については検討し、改善すべき点を明確にしています。 保護者から頂いた意見は、昼会議や職員会議で情報を共有し、改善すべき点を明確にし、計画の見直しをしています。 	<ul style="list-style-type: none"> 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。（保育所） 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握を目的で定期的に行われている。 職員等が、利用者満足把握を目的で、保護者会等に出席している。 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。 b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。 c) 苦情解決の仕組みが確立していない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決の仕組みについては、ガイドブックと掲示板に「苦情申し出窓口の設置について」の文書を貼り出しています。 ご意見箱を設置するなど苦情を申し出しやすいようにしています。 苦情解決の記録については、（苦情処理）事例と経過の用紙に記入し、ファイルに保管しています。 頂いた苦情や意見については、24時間以内に対応し回答書の貼りだしをしています。 苦情の検討内容や対応策については、個別または回答書の掲示で保護者に知らせています。 	☑苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ☑苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ☑苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ☑苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。 ☑苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ☑苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。 b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。 c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 面接にて保護者からの相談は、相談方法や複数の相談相手（各種専門職等）の中から自由に行うことができることをガイドブックを用いて説明しています。また、在園児にはクラス懇談会で資料を用いて説明をしています。 資料については、玄関に掲示しています。 意見が述べやすいようにまた、プライバシーを守るため、相談室を設置しています。 	☑保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ☑保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ☑相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。 b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。 c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 対応マニュアルは他のマニュアルと同様に年一回見直しを行います。 保護者からいただいた意見を受けた際には管理職に相談のうえ、屋会議で話し合い対応方法を職員に周知します。 保護者の意見や要望は特別な場合を除き、24時間以内に回答するようにし、期限内での回答ができない案件については進捗状況が分かるようにお知らせをします。 頂いたご意見については速やかに改善するようにしています。 改善内容については保育計画の見直しを行い回答書で公表しています。 	☑職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ☑意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ☑相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ☑職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ☑意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 ☑対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	<p>a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。</p> <p>b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全を確保する為、危機管理委員会（看護師と主幹保育教諭）係を設置し定期的または必要に応じて検討会議を行っています。 ・リスクの種類別に、ガイドラインを基に危機管理マニュアル、看護師が保健マニュアル・感染症マニュアルを作成し、勉強会などで全職員に周知しています。 ・非常時においては、保護者向け配信アプリ「コネクト」を使って必要な情報を保護者に知らせます。 ・ケガや事故が起きた時は、その日のうちに問題解決用紙を作成し、園長、主幹保育教諭と話し合い、発生の分析と今後の予防について検討します。 ・ヒヤリハット用紙を用いて子どもの安全を脅かす事例の収集を行っています。それをもとに危機管理委員会を中心に検討会議において要因を分析し、対応策について、屋会議や職員会議にて職員に周知しています。 ・問題解決用紙を基にクラス担任、園長、主幹保育教諭、保育教諭が話し合い、事故の再発防止につながるようになっています。また、話し合った内容については、職員会議において全職員に周知しています。 ・園庭及び園庭遊具は、早朝職員がチェックリストに基づきチェックを行い、危険箇所が見つければすぐに対応し、園長に報告しています。 ・園庭遊具や備品などについては、専門業者による点検を随時実施し修繕箇所については早期に補修を行っています。 	<p>☑リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>☑事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>☑子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>☑収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>☑職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>☑事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	<p>a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。</p> <p>c) 感染症の予防策が講じられていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師が感染症ガイドラインを基に保健マニュアルを作成し、勉強会などで全職員に周知しています。 ・感染症の園内の流行状況や注意喚起などは園内に掲示し、保護者に知らせています。また、予防策などは看護師が掲示や保健だよりを作成し、保護者に伝えています。 ・マニュアルについては看護師により年1回見直しを行っています。 	<p>☑感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>☑感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>☑担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>☑感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>☑感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>☑感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直ししている。</p> <p>☑保護者への情報提供が適切になされている。（保育所）</p>
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	<p>a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <p>b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。</p>	b	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応については、マニュアルを作成しています。 ・マニュアルには、避難方法や園児の保護者への引き渡し方法、職員の安否確認の方法が決められ、職員会議において全職員に周知します。また、クラス懇談会時に保護者に説明しています。 ・大災害を想定し、食料や水など最低限必要な日用品をリスト化し、備蓄しています。 ・消費機嫌が近くなった食品については、給食やおやつで食べる機会を持ち、幼児クラスの子も達には防災についての絵本や紙芝居を見せています。 ・年に一度消防署立会いの下、避難訓練を実施し、訓練後に指導してもらっています。また、毎月火災や地震を想定した避難・消火訓練を実施し、実施後検討会議を行い、改善すべき点があれば担当者を中心に職員会議で話し合いを行っています。 ・守口東高校との合同避難訓練で2次避難で守口東高校に行き、守口東高校の生徒の手伝いのもと校舎へ垂直避難を行っています。 	<p>☑災害時の対応体制が決められている。</p> <p>☑立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>☑子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>☑食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>☑防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保				
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。 b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。 c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の方法については、教育保育理念や教育保育方針、全体的な計画（教育、保育課程）に基づき、マニュアル（保育の一日の流れ、標準的実施方法）を作成しています。 ・業務マニュアルには、子どものプライバシーや個性尊重の姿勢が明示されています。 ・保育の方法については、園長、主幹保育教諭が現場確認を行っています。 	□標準的な実施方法が適切に文書化されている。 □標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 □標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 □標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 □標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。（保育所）
	a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。 b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。 c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な実施方法について見直しをする仕組みは、「一日の標準的な実施方法の変更について」と業務マニュアルに記載されています。 ・一日の流れを訂正する場合は、赤ペンで記載しています。 ・マニュアルの変更については、話し合いの上で必要であれば、園長に意図を伝えて変更します。 ・クラス懇談会や個人懇談で保護者から出た意見や要望は職員間で共有し保育の実施方法の見直しにあたっての参考とし、反映するようにしています。 	□保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 □保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。 □検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 □検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。				
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。 b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。 c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス実施計画策定の責任者は主幹保育教諭で職務分担表に記載しています。 ・入園面接において、子どもの発達状況、家庭状況、育児方針などを生活調査票一式に記入してもらい、聞き取り把握しています。また、その時子どもの観察もしています。 ・指導計画については、各種別職員（クラス担任、看護師、栄養士、など）が合議し、保護者に説明、同意をもらい、保育を実施しています。 ・入園後の子どもの状況の変化については、クラス担任が検討後、保護者や園児の状況を個別に記録し、職員会議や園会議で全職員で共有しています。 ・指導計画の作成手順については業務マニュアルで定められています。 ・支援困難なケースについては、ケース記録を作成し、会議などで協議しながら計画を作成し、行政機関とも相談しながら保育を行っています。 	□指導計画作成の責任者を設置している。 □アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 □さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 □全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。（保育所） □子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。（保育所） □計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 □指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。（保育所） □支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画、個別計画の見直しについては、業務マニュアル（保育の計画・見直し・変更の手順）に基づき行っています。 ・見直した指導計画の内容は各クラスリーダーが中心にクラス内の職員へ周知していますが、十分ではありません。 ・指導計画を緊急に変更する場合の仕組みについては、業務マニュアル（保育の計画・見直し変更の手順）に記載されています。 ・指導計画の評価見直しに当たっては、指導計画にある子どもの成長発達に合わせたねらいについて、課題が達成できたかどうかを協議し、課題について明記しています。 	□指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 □見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 □指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 □指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 □評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。（保育所）

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート [評価調査用・自己評価用]

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。				
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	<p>a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもの記録は、児童票、個別月間指導計画（乳児）、期ごとの指導計画（幼児）で発達の状況が分かるようにしています。また、CHS（子どもの姿の記録）で作成した個別記録でも確認できます。 記録作成にあたっての指導は、園長、主幹保育教諭が行い、クラスリーダーがクラス職員への指導を行います。 子どもの成長発達についての情報は、屋会議、職員会議の場において全職員で共有しています。 	<p>☑子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>☑個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>☑記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>☑保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>☑情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p> <p>☑コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。</p>
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	<p>a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。</p> <p>b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> 園則において、子どもの記録の保管、保存、廃棄に関する規定が定められています。 個人情報の不適切な利用や漏えいに対する対策と対応方法は、規定されています。 保護者からの情報開示の請求について、また個人情報の保護についても就業規則に定められています。 記録管理の責任者は園長です。 「情報公開について」の文書は玄関前の掲示板に掲示しています。 職員会議において、個人情報の取り扱いや書類の管理方法など全職員に研修を行っています。 個人情報保護規程についてはガイドブックにも掲載し、入園にあたっての説明会で説明しています。 	<p>☑個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>☑個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>☑記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>☑記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>☑職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>☑個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</p>

児童福祉分野（保育所） 内容評価基準

A-1 保育内容				
A-1-(1) 全体的な計画の作成				
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	<p>a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。</p> <p>b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。</p> <p>c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な計画（教育、保育課程）の中には児童憲章、児童の権利条約等にうたわれている主旨を骨子として作成しています。 全体的な計画（教育、保育課程）は、教育・保育要領に沿ったものとなっています。 全体的な計画（教育、保育課程）は、職員が編成し、年度ごとに見直しをしています 	<p>☑全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</p> <p>☑全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。</p> <p>☑全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。</p> <p>☑全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。</p> <p>☑全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。</p>
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開				

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート【評価調査用・自己評価用】

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。</p> <p>c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・各クラスの窓は大きく、採光や換気は十分に確保できています。 ・まぶしすぎたり、暑すぎたりする場合はロールカーテンで調節しています。また、窓には遮光し、室温を下げる効果のあるコーティングを施しています。 ・乳児クラスの一部分は床暖房が入っています。 ・設備の管理や清掃を行い、屋内、外も清潔にしています。寝袋は、週に1回、家庭に持ち帰り、洗濯をしてもらっています。 ・乳児クラスのおもちゃは、毎日消毒をして清潔にしています。 ・消毒をしたおもちゃのカゴに「消毒済み」のプレートを付け、誰が見ても分かるようにしています。 ・保育者は、子どもがトイレを使用するたびに、汚れが気になる所の清掃をしています。また、足元が滑らないように、マットを敷いて安全面に気を付けています。 ・食事は基本的に4人掛けの机に2人で座るようにし、1人ひとりかゆったりと食事ができるようにしています。食事と睡眠の空間を分け、心地良い午睡の空間作りをしています。 ・乳児クラスは、ゆるやかな育児担当制、幼児クラスは少人数のグループで活動しているため、いつもそばに保育者がいます。 ・安心した環境の中でゆったりと遊べるように、部屋やフリースペースをパーティションで仕切って落ち着いて過ごせるようにしています。 ・各クラスの家具については、子どもが戸惑わないように同じ配置にしています。保育者も声のトーンに気を付け、子どもに優しく声を掛けています。 	<p>☑室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。</p> <p>☑保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</p> <p>☑家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</p> <p>☑一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</p> <p>☑食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</p> <p>☑手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</p>
<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p> <p>b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境や様々な配慮を必要とする子どもについて、層会議、職員会議で話し合い、職員間で共通理解が持てるようにしています。 ・保育者は、子どもたちの手本となり、言葉づかいなど丁寧に伝えるようにしています。（業務マニュアル、保育メソッド、一日の流れ） ・乳児はゆるやかな担当制、幼児は少人数のグループ保育を行い、個々を把握し、一人ひとりに丁寧にかかわり思いを受け止めています。 ・指導計画（年間カリキュラム、月案、週日案）の中に、子どもへの関わり方を記載し、子どもに合わせた対応をしています。 ・子どもが泣いて登園した時には、子どもの様子を見ながら、抱いたり、優しく声をかけ、子どもが遊べるようになるまで見守ります。 	<p>☑子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</p> <p>☑子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</p> <p>☑自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</p> <p>☑子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</p> <p>☑子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</p> <p>☑せかせ言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</p>

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート [評価調査用・自己評価用]

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p> <p>b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。</p>	<p>a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の一日の流れや標準の実施方法に基づき、一人ひとりの生活リズムや発達状況に合わせて個々に関わるようにしています。 ・トイレに行くタイミングは無理強いせず、一人ひとりの間隔に合わせて行くようにしています。 ・おもらしをした時は、子どもの心を傷つけないよう優しく声をかけ、他の子に気付かれないように対応しています。 ・生活習慣の獲得は、個々によって差があるもので、排泄や着脱などの場面では、焦らさないようにし、子ども自身でしようとする気持ちを大切にしています。また無理に大人が手伝わず見守るようにしています。 ・睡眠時は保育者がそばについたり、背中をさすったりしながら安心して心地よい眠りにつけるようにしています。 ・静と動の活動を取り入れバランスよく活動できるようにしています。 ・保健年間計画に基づき、月に一度自分の身体に関心を持ち健康増進のための習慣や態度を身につけるように看護師が保健指導を行っています。 ・天気の良い日は、戸外で遊ぶ時間を作り、フープやボール、縄跳びなどいつでも取り出して遊べるようにしています。 ・雨の日でもしっかり身体を動かして遊べるように保育環境の設定をしています。 	<p>☑一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</p> <p>☑基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</p> <p>☑基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</p> <p>☑一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</p> <p>☑基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・部屋の各コーナーには、子どもの成長や、興味関心に即した玩具や遊具を用意しています。 ・玩具や遊具は、種類ごとに整理したり、写真添付して自分で取り出して遊びやすいように工夫しています。 ・コーナー遊びでは、子ども達が好きなコーナーに行き遊べるようにしています。 ・カラオケボックス、ままごとなどで友だちと協同で遊んでいます。 ・百景やリズムック、散歩など異年齢で遊べる機会を設けています。 ・野菜の水やりや、絵葉書制作など地道活動を行っています。 ・朝の会で「一日の流れ」を知ることで、見通しを持ちながら自ら考えて行動できるようにしています。 ・行事ではいろいろな素材や用具を使って友だちと協同で制作して一つのものを作り上げたり、それを使って遊ぶ機会を設けています。 ・子ども同士の関わりを促すだけでなく、けんかなどの場面が解決できないときは保育者が仲立ちとなって双方の思いを押し止しながら、解決方法を導くようにしています。 ・日々の活動の中で、順番を守り、挨拶をする、片づけるなど一人ひとりに丁寧に伝えています。 ・散歩に出かけた際、季節の草花や虫を見つたり、水筒や給湯ケースに生き物を飼い、見たり飼育するなど、子どもが動物に関心を持ち遊べる機会を設けています。 ・散歩で拾ってきた木の葉や落ち葉、木の枝などを壁面製作などに取り入れています。 ・パフオブや敬老会などの行事で地域の方と交流したり、地域の方と取り合う機会をもっています。 ・年長児は社会体験で、バスに乗って公共施設に行ったりしています。 ・各季節の伝統的な行事（お正月、七夕会、餅つき）など、保育の中に盛り込んでいます。 ・絵本コーナーに季節の絵本や図鑑などを用意し、いつでも読めるようにしています。 ・様々な言語理解や表現活動は、指導計画の中で計画的、日常的の保育の中で子ども達とたくさん会話する機会を持つようにしています。 ・活動の合間や活動後に絵や壁面制作を貼っています。また、幼児クラスは絵本学習でさまざまな物語を保育者と一緒に読んでいます。 ・手作り楽器（マラカス、太鼓）やマーチング、または、合奏などで様々な楽器に触れる機会を作っています。 ・子ども達が自分で遊べるように様々な素材を用意し、子ども達が自ら考えて遊ぶ事ができるようにしています。また、クレパスやはさみ、のりなどの用具は自分で準備、片付けが出来るように工夫して収納しています。 ・リズムックなどヒアリングに合わせて身体を動かす表現遊びを楽しんでいます。 ・運動会では、体操やダンス、マーチング、発表会では劇や合奏、歌などを保護者や地域の方に発表する機会を作っています。 	<p>☑子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</p> <p>☑子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</p> <p>☑遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</p> <p>☑戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</p> <p>☑生活と遊びを通して、友だちなど人間関係が育まれるよう援助している。</p> <p>☑子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</p> <p>☑社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</p> <p>☑身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</p> <p>☑地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</p> <p>☑様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</p>

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室は色、物など統一性のあるものを心がけたり、温かみのある落ち着いた空間づくりに配慮しています。 ・送迎時などに保護者から受けた子どもの健康に関する情報は、各クラス引継ぎノートに記入し、担任が把握すると共に看護師が子どもの健康観察を行い、園児の健康状態を把握します。 ・授乳スペースを設置し、落ち着いた環境の中で授乳しています。 ・食事の進み具合は、家庭での進捗状況を優先し、子どもに無理のないようにしています。 ・生活面については、子どもが嫌がらないようにおもちゃなどを用意してオムツ替えをしたり、子どもが安心して食事が出来るように担当保育者が関わっています。一日の生活場面は乳児との愛着関係がスムーズにいくように、スキンシップや声掛けに配慮しています。 ・担当保育者は、自身の担当する子どもを中心に子どもの一日の様子を電子連絡ノートに記載し、日によっては直接保護者と話し合う機会をもっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。 ☑0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。 ☑子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。 ☑0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。 ☑0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。 ☑0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・朝や日中には、担任保育者や看護師により健康観察を行っています。 ・生活習慣の習得については、子ども自身が自立できるよう見守りや声掛けなど成長に応じた関わりをしています。 ・子ども達が落ち着いて過ごせるようにグループ保育をしています。 ・自我の芽生えからくる子ども同士のトラブルについては、無理におさえつけず、お互いの気持ちを受け止め、代弁したりして関係の保持を行っています。 ・できるだけ子どもが待たないようにしています。待たないといけない時は座れるように椅子を配置しています。 ・午前中にしっかり身体を動かし、食事を摂り、よく眠れるようにしています。 ・看護師や栄養士、実習生などとの関わりがあります。 ・自我の芽生えを理解し、押さえつけずにまずは受容するようになっています。 ・口頭や電子連絡ノート、電話での相談や質問に個々に答えています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。 ☑探索活動が十分に行えるような環境を整備している。 ☑子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。 ☑子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。 ☑保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。 ☑様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。 ☑一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート〔評価調査用・自己評価用〕

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	<p>a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> 子どものやりたい気持ちを引き出しながら、周りの友達と一緒に遊ぶ楽しさを感じられる活動を取り入れています。子どもだけでは成り立たない遊びにおいては保育者が間に入り、子ども主体となるように進めています。 3歳児の発達年齢を理解し、自発性や自我を尊重しながら保育者の見守りのなかで安心して遊びが展開できるような環境づくりをしています。 友達同士の関わりの援助者として保育者がともに活動しています。 当番活動や合奏、製作などの場で子ども自身が考え、協力し合って取り組めるカリキュラムを組んでいます。 園での活動内容や取り組みが掲載されている「しろはとだより」を毎月配布しています。 	<p>☑3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>☑4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>☑5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</p> <p>☑子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</p>
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	<p>a) 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 障がいのある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> 子ども同士、同じ環境の中で過ごし、困っている時には助けてあげるなど共に助け合い成長できるようにしています。 施設内は、バリアフリーになっており、障がい者用のトイレも設置しています。 配慮を必要とする子どもに対しては、その子の特性に合った個別の計画を立てています。また、クラス全体の指導計画も配慮して作成しています。 障がいを持つ子どもの保護者との連絡は詳しく伝え、また、家庭での様子を聞くなど、連絡を取りながら相互理解出来るようにしています。 屋会議や職員会議にて、各クラスより近況報告を行い、職員全員が思いを共有し、保育出来るようにしています。 障がい児担当保育者は、年間を通して、「障がい児保育ゼミナール」の研修に参加しています。また、都度行われる市の研修にも参加しています。 守口市から巡回指導に来て頂き発達相談や助言を受けています。 保護者には、専門機関の紹介など障がい児保育に関する情報を伝える他、毎月行っている人権教育で障がいに関する内容を行っていることを知らせています。 	<p>☑建物・設備など、障がいに応じた環境整備に配慮している。</p> <p>☑障がいのある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</p> <p>☑計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</p> <p>☑子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</p> <p>☑保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p>☑必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>☑職員は、障がいのある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。</p> <p>☑保育所の保護者に、障がいのある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</p>
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもそれぞれの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	<p>a) それぞれの子どもそれぞれの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) それぞれの子どもそれぞれの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) それぞれの子どもそれぞれの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> 日中のグループ保育や担当制保育の形態を壊さないようにし、年齢ごとに分けて、できる限り小さなグループでの長時間保育を行っています。 冬はクッションの上でのコーナー保育を楽しんだり、絵本読みをしています。 お腹が空くので15時のおやつではボリュームのあるものを提供しています。 幼児は異年齢で遊ぶ事が多いですが、乳児については乳児クラスで保育者との時間を過ごしています。 職員間での子どもの様子の引継ぎは、各クラス引継ぎノートにより行っています。 特別に連絡のある場合は担任保育者が保護者の迎え時間まで待機してお伝えしています。 	<p>☑1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p>☑家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p>☑子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</p> <p>☑年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p>☑子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p>☑子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>☑担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p>

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート [評価調査用・自己評価用]

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	<p>a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・保育計画の中に小学校の情報や就学に関する情報のカリキュラムを組んでいます。 ・当番活動や行事の準備などの時に子ども自身が考え、友達同士が協力し合って取り組めるようなカリキュラムを組んでいます。 ・5月、2月の2回の個人懇談や保育参加の面談時に保護者と意見交換しています。 ・保育要録は担任が子どもの様子をわかりやすく適切な言葉で記述し、園長の確認を受けています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。 ☑子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。 ☑保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。 ☑保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。 ☑施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。
A-1-(3) 健康管理				
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	<p>a) 子どもの健康管理を適切に行っている。</p> <p>b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・保健マニュアルや学校保健計画を看護師が作成しています。 ・保健マニュアルに基づいて一人ひとりの健康状態の把握に努めています ・けがや体調悪化に関しては、担任または看護師が直接保護者に口頭で伝えたり、連絡を入れています。また、場合によっては様子を確保する為に夜保護者に連絡を入れる場合があります。 ・『けんこうてちょう』へ既往歴や予防接種については記入してもらい、口頭でも伝えてもらっています。 ・毎日の昼会議にて子ども一人ひとりの健康把握が出来るようにしています。また、看護師へも報告、巡回ノートに記入。 ・健康に関する方針や取り組みは在園児は4月保健日より、新入園児は面接のときに説明をしています。 ・SIDSについては、全職員が日本赤十字社の研修を受けています。乳児クラスの保護者へは、懇談会の時に説明しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。 ☑子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。 ☑子どもの保健に関する計画を作成している。 ☑一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。 ☑既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。 ☑保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。 ☑職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。 ☑保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	<p>a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。</p> <p>c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・検診結果については『けんこうてちょう』に記載し、その日に保護者に渡します。また、受診が必要なときは看護師が口頭で説明をします。 ・健康診断結果については保健指導にも反映し、日々の保育を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。 ☑健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。 ☑家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート【評価調査用・自己評価用】

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	<p>a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。</p> <p>b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医よりアレルギー指示書を年2回提出してもらい、園で出来る範囲での食事の対応、皮膚疾患の処置や与薬を行っています。 ・食事対応については職員が統一した対応ができるように『チェックリスト』に基づいて対応を行っています。 ・できる限り他児との差異を感じる事のないような献立に配慮しています。 ・職員、看護師は、外部のアレルギー等に関する研修に参加し知識の習得に務めています。また、年度初めに園内研修を行いアレルギー児の把握や対応について共通理解をしています。 ・保護者については、4月保健だよりにて伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ☑慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ☑保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ☑食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。 ☑職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。 ☑他の子どもも保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。
A-1-(4) 食事				
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	<p>a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。</p> <p>c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・食事は担任保育者と一緒に食事し、グループに分かれてゆっくりいただきます。 ・食事献立を朝の会で伝え、子どもの期待が膨らむようにしています。 ・4歳児、5歳児クラスは、自分でご飯やおかずを盛り付けて、自分の食べられる量を入れますが、好き嫌いのないように保育者が指導します。 ・気候の良い日は園庭でおやつを食べたりします。 ・食育活動でピーマン、トマト、なすびなどの夏野菜やブロッコリーや小松菜などの冬野菜の栽培をし、それらを使って料理を楽しみます。 ・子どもが牛乳を取りに行ったり、お茶をもらいに行くなど、給食室の様子を見る機会があります。 ・クッキング保育を行っています。(8月：トマトクッキング 11月：芋煮会) ・0、1歳児が食事をするときは一口ずつしっかり噛んで食べられるように小皿に取り分けて食べています。 ・個々の子どもの食事の量や嗜好については担当保育者が把握しています。 ・残食や検食の結果により給食会議にて食事の工夫について話し合い、行われています。 ・季節の食材や行事食、地域の食文化については、毎月の献立に組み込まれ、献立表に記載しています。 ・食器は、子どもの年齢により異なり、食べやすい物を採用しています。 ・離乳食など、子どもの発達に応じた献立となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。 ☑子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。 ☑子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。 ☑食器の材質や形などに配慮している。 ☑個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。 ☑食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。 ☑子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。 ☑子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート [評価調査用・自己評価用]

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
		a	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士や調理師は子どもの食事を感染症があるので様子を見たりすることはありませんが、以前は子ども達の食事の様子をみて食材の嗜好をもとに献立に反映させていました。（現在は給食アンケート） ・子ども達が食に関する興味・関心をもてるように食育年間計画を作成し、家庭と連携しながら、食育を計画的に進めています。 ・クラス懇談会や個人懇談の中で家庭での食事の様子を聞き取り把握しています。 ・献立表は、三大栄養素に分けて表示してもらうなど分かりやすく作成し、月末に次月の献立を保護者に配布しています。 ・給食だよりに給食メニューのレシピを掲載し、保護者が、園で提供する食事に関心を持てるようにしています。 ・保育を楽しむ日に参加してもらい、保護者が試食出来る機会を設けています。 ・検食台に5歳児の給食、離乳食をサンプルを掲示しています。 ・食器の安全性については、給食だよりに掲載し保護者に知らせています。 ・クラス懇談会や個人懇談、また給食だよりなどで保護者に発育期の食事の重要性を伝えていきます。 ・食に関する相談があれば担任、栄養士が対応しています。 	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べるのできる食事を提供している。	<p>a) 子どもがおいしく安心して食べるのできる食事を提供している。</p> <p>b) 子どもがおいしく安心して食べるのできる食事を提供しているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもがおいしく安心して食べるのできる食事を提供していない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ・0、1歳児が食事をするときには一口ずつしっかり噛んで食べられるように小皿に取り分けて食べています。 ・個々の子どもの食事の量や嗜好については担当保育者が把握しています。 ・残食や検食の結果により食事の工夫が行われています。 ・季節の食材や地域の食文化、行事食については、毎月の献立に組み込まれ、献立表に記載。 子どもたちにも伝えていきます。 ・おやつは週5日手作りしています。 ・離乳食など、子どもの発達に応じた献立となっています。 ・栄養士や調理師は子どもの食事を見回っています。 ・衛生管理マニュアルを整備し、定期的に見直しを行っています。 ・衛生管理は給食室調理リーダーが行っています。 ・給食会議等で話し合いがされています。 ・マニュアルについては職員研修において周知しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ☑一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。 ☑子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。 ☑残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。 ☑季節感のある献立となるよう配慮している。 ☑地域の食文化や行事食などを取り入れている。 ☑調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。 ☑衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。
A-2-(1) 家庭との緊密な連携				

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート [評価調査用・自己評価用]

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。 c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 電子連絡帳で日常的な情報交換を行っています。また、送迎時には、電子連絡帳だけではなく、直接保護者と話をコミュニケーションを取り、子どもの様子を伝え合い、信頼関係を築くようにしています。 園での取り組みを理解してもらうため、その日の子どもの様子をドキュメンテーションにして保護者に伝えていきます。 運動会、発表会などの行事や保育参加など、子どもと直接触れ合う機会を持つことで、子どもの成長を共に喜び、共有できるようにしています。 クラス懇談会や個人懇談を行い、保護者と意見交換し、現状報告や今後の課題について伝え、保護者との相互理解ができるようにしています。 子どもと触れ合いながら直接保育に参加し、子どもの育ちについて共通理解できるよう保育参加の場を設けています。 保護者からの相談や送迎時の対話は、週日案や個別の経過記録に記載しています。 	④連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。 ④保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。 ④様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるような支援をしている。 ④家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。
A-2-（2）保護者等の支援				
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。 c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 電子連絡帳で日常的な情報交換を行っています。 運動会、発表会などの行事や保育参加など、子どもと直接触れ合う機会を持つことで、子どもの成長を共に喜び、共有できるようにしています。 送迎時には、電子連絡帳だけではなく、直接保護者と話をコミュニケーションを取り、子どもの様子を伝え合い、信頼関係を築くようにしています。 家庭の状況や保護者との情報交換の内容については、個別の経過記録に記載しています。 	④日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。 ④保護者等からの相談に応じる体制がある。 ④保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。 ④保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。 ④相談内容を適切に記録している。 ④相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。
A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。 c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	a	<ul style="list-style-type: none"> 送迎時や日々の保育の中で、子どもの様子や保護者の様子をよく観察し、虐待の早期発見に努めています。 子どもが不安な状況の時は、保護者の子どもへの対応の仕方などを考慮し、支援しています。 保護者とのコミュニケーションを密に行いながら、保護者の支援を考えています。 保健センター、守口市担当課と連携を取りながら保護者の養育状態の把握に努めています。 虐待及びその防止に関するポスターを掲示し、保護者への啓発に努めています。 虐待を発見した場合速やかに対応できるように、マニュアルを整備し、園内研修を行い、全職員が共通理解できるようにしています。 	④虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。 ④虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。 ④虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。 ④職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。 ④児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。 ④虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。 ④マニュアルにもとづく職員研修を実施している。
A-3 保育の質の向上				
A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）				

大阪府評価基準項目【児童福祉分野（保育所）】による評価チェックシート [評価調査用・自己評価用]

評価基準項目（網掛け部分は推奨基準）	評価の際の判断基準	a b c 評価	評価の根拠	評価の着眼点（チェック項目例）
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	<p>a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <p>b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。</p> <p>c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価ガイドラインに基づき、自ら行っている保育を振り返る自己評価を年度末に行っています。 自己評価を行う事で職員間の学び合いや意識の向上につながっています。 保育の総括をして保育の見直しを行っています。 	<p>☑保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</p> <p>☑自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組み過程に配慮している。</p> <p>☑保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</p> <p>☑保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</p> <p>☑保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</p> <p>☑保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</p>
A-4 子どもの発達・生活援助				
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助				
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	<p>a) 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>b) 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>c) 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいない。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則の中に、体罰防止のための条文が明記されています。 体罰や暴言、威嚇など起こりやすい状況や場面について、子どもへの接し方や言葉遣いなど気を付けるべきことを職員会議や昼会議で伝えています。 	<p>☑「就業規則」等の規定に体罰等の禁止を明記している。</p> <p>☑体罰や暴言、威嚇等が起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っている。</p>